

# 「平成28年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成29年3月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

## 1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成22年度より実施しています。

- (1) 調査対象：県内市町村(45市町村)
- (2) 回答数：県内市町村(45市町村)
- (3) 調査期日：平成28年12月

## 2. 結果概要

「健康増進法第25条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等の関連法令・通知の認知度は、概ね9割以上と高く、平成27年6月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」についても昨年度の7割程度から9割へ伸びています。

一方で、「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画H25~H29)における受動喫煙防止に関する目標値」については昨年度の7割程度と比較すると伸びたが、8割程度に留まっています。

禁煙・完全分煙を実施している市町村所管の施設は、全体で86.1%。この内、本庁舎・支所・出張所の施設における禁煙・完全分煙は97.4%となっており、年々増加しています。

今後、更なる禁煙対策に取り組むとする市町村は約7割ありますが、予定がないと回答した市町村において禁煙対策ができない理由の多くが、「来所者の協力が得られない」でした。

市町村本庁所有の公用車においては、半数以上の市町村で全ての公用車で完全禁煙としています。

市町村では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議や禁煙支援が行われており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待されます。

### 3. 調査結果

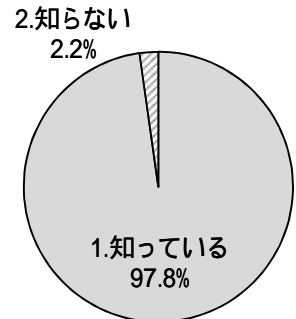
( \* 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。 )

問 1 . 「健康増進法第 25 条」をご存じですか。

ほとんどの市町村が知っていると回答。

参考：平成 24 年度 100%、平成 25 年度 93.3%、平成 26 年度 97.8%、平成 27 年度 97.8%、

	1 . 知っている	2 . 知らない	総数
市町村数	44	1	45
割合 ( % )	97.8	2.2	100.0

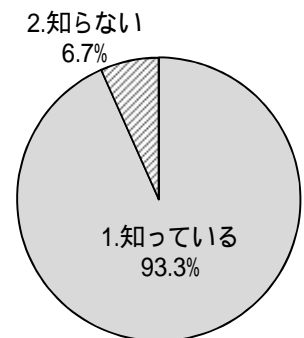


問 2 . 平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」及び平成 24 年 10 月 29 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存じですか。

ほとんどの市町村が知っていると回答。

参考：平成 24 年度 95.6%、平成 25 年度 80.0%、平成 26 年度 93.3%、平成 27 年度 95.6%

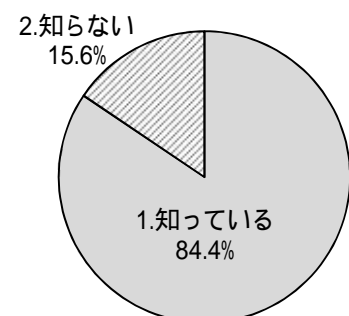
	1 . 知っている	2 . 知らない	総数
市町村数	42	3	45
割合 ( % )	93.3	6.7	100.0



問 3 . 平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省労働基準局長通達「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について (外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係)」及び平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省労働基準局長安全衛生部長通達「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」をご存じですか。

参考：平成 24 年度 95.6%、平成 25 年度 80.0%、平成 26 年度 86.7%、平成 27 年度 91.1%

	1 . 知っている	2 . 知らない	総数
市町村数	38	7	45
割合 ( % )	84.4	15.6	100.0

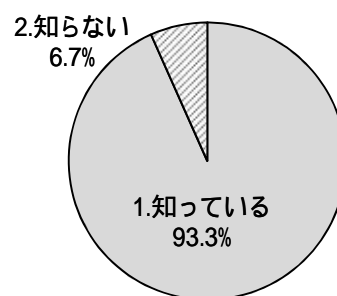


問4.「労働安全衛生法第68条の2」をご存じですか。

平成27年度からの追加項目。昨年度より知っている施設の割合が増加。

参考：平成27年度71.1%

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	42	3	45
割合(%)	93.3	6.7	100.0

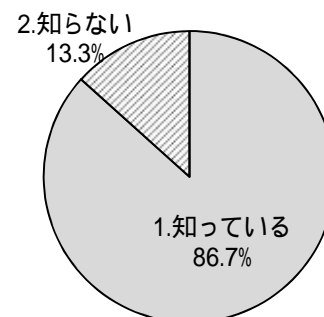


問5.「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画(H25～H29))」において、行政機関(県・市町村)の受動喫煙防止対策実施割合の平成29年度目標値を100%とすることをご存じですか。

年々、認知度は高まっているが、まだ8割程度に留まっている。

参考：平成24年度62.2%、平成25年度62.2%、平成26年度71.1%、平成27年度77.8%

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	39	6	45
割合(%)	86.7	13.3	100.0



問6. 貴市町村の所管される施設(本庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

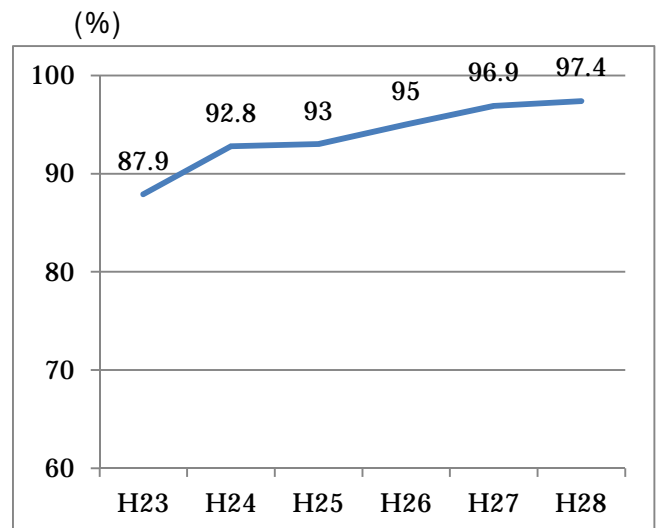
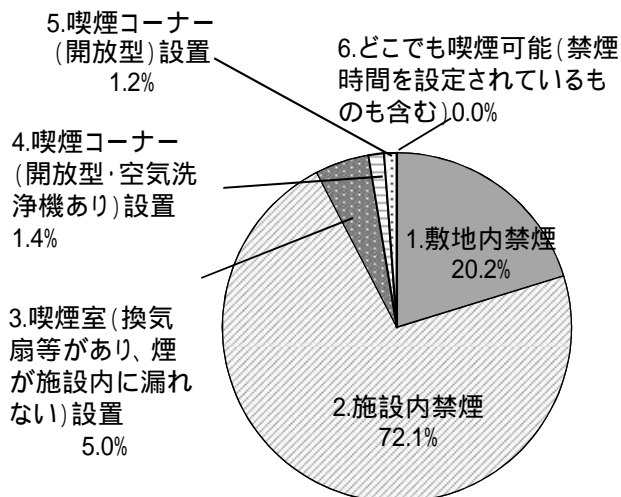
禁煙・完全分煙にしている市町村所管の施設は、全体で 86.1%。本庁舎・支所・出張所のみでは 97.4%となっており、いずれも年々高まっている。

「禁煙・完全分煙」とは、敷地内禁煙、施設内禁煙、換気扇等があり煙が施設内に漏れない喫煙室を設置している施設をいう。

施設種別 \ 分煙状況	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 喫煙室(換気扇等 があり、煙が施設 内に漏れない)設置	4 喫煙コーナー(開放 型 空気洗浄機あ り)設置	5 喫煙コーナー(開放 型)設置	6 どこでも喫煙可能 (禁煙時間を設定さ れているものも含む)	施設総数
官公庁(本庁舎)	1	35	12	1	3	0	52
割合(%)	1.9	67.3	23.1	1.9	5.8	0.0	100.0
官公庁(支所・出張所)	84	268	9	5	2	0	368
割合(%)	22.8	72.8	2.4	1.4	0.5	0.0	100.0
<b>官公庁(小計)</b>	<b>85</b>	<b>303</b>	<b>21</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>420</b>
(小計)割合(%)	20.2	72.1	5.0	1.4	1.2	0	100.0
体育館	58	207	1	0	24	0	290
割合(%)	20.0	71.4	0.3	0.0	8.3	0.0	100.0
観覧場(野球場)	4	26	0	0	13	17	60
割合(%)	6.7	43.3	0.0	0.0	21.7	28.3	100.0
集会場(公民館)	9	219	19	2	25	62	336
割合(%)	2.7	65.2	5.7	0.6	7.4	18.5	100.0
<b>市町村施設合計</b>	<b>156</b>	<b>755</b>	<b>41</b>	<b>8</b>	<b>67</b>	<b>79</b>	<b>1106</b>
割合(%)	14.1	68.3	3.7	0.7	6.1	7.1	100.0

← 86.1% →

[本庁舎・支所・出張所における禁煙・完全分煙の状況]

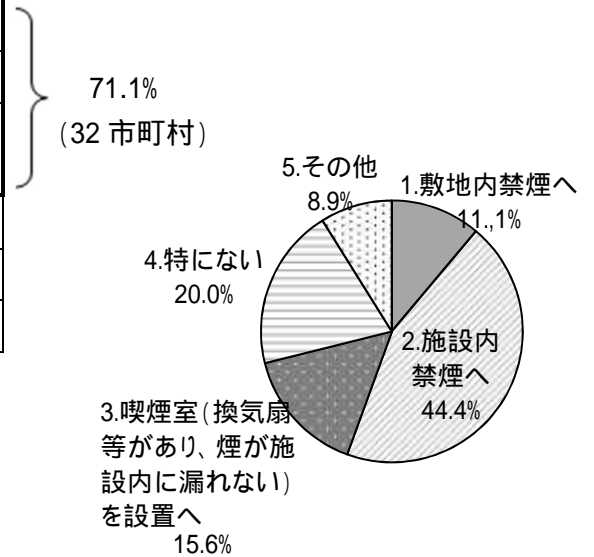


問7 . 問6で2～6の施設がある場合にお答えください。(対象45市町村)

今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んでご記入ください。

今後、更なる禁煙・完全分煙に取り組む予定がある市町村は、71.1%(32市町村)である。

	市町村数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	5	11.1
2.施設内禁煙へ	20	44.4
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置へ	7	15.6
4.特にない	9	20.0
5.その他	4	8.9
合計	45	100.0



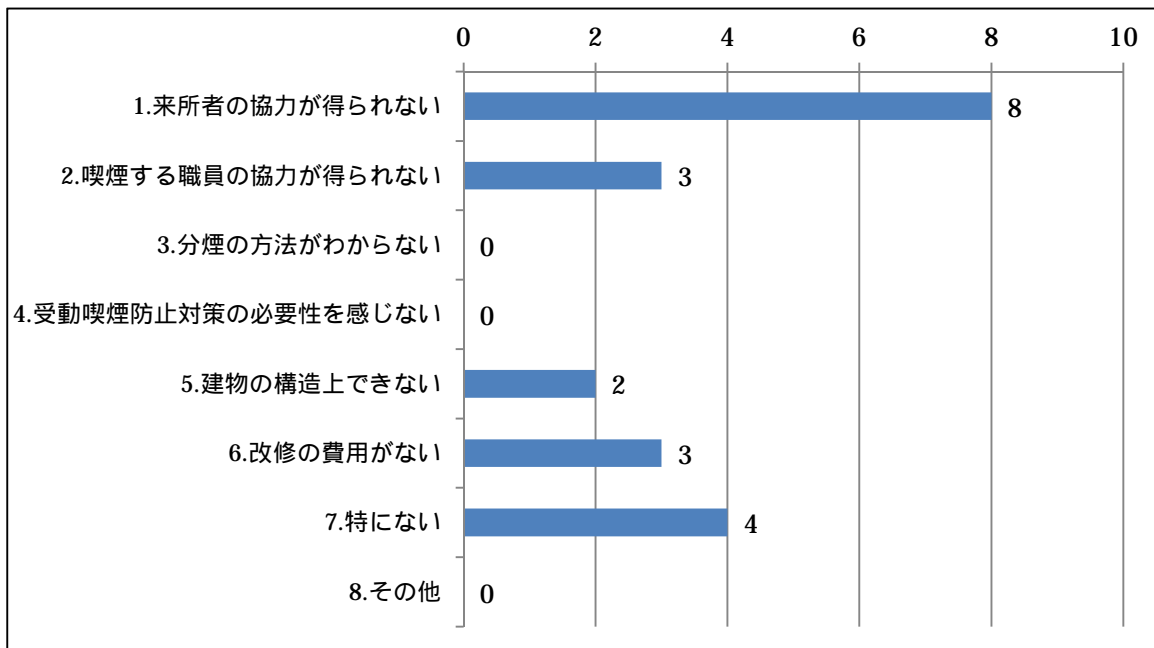
その他の回答

- ・ 現状を継続(敷地内禁煙、施設内禁煙を既に実施)。
- ・ 敷地内禁煙へ向けて課題を整理していく。

問8 . 問7で4又は5を選択した場合にお答えください。(対象13市町村)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでご記入ください。(複数回答可)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



問9. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んでご記入ください。

	市町村数	割合 (%)
1. 公用車所有あり	45	100
2. 公用車所有なし	0	0
(総数)	45	100

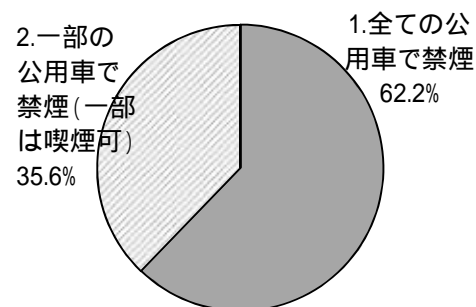
問10. 貴市町村が所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んでご記入ください。(対象45市町村)

半数以上の市町村で全ての公用車を禁煙としている。

参考：全ての公用車で禁煙に取り組んでいる割合

平成24年度 51.1%、平成25年度 51.1%、平成26年度 48.9%、平成27年度 55.6%

	市町村数	割合 (%)
1. 全ての公用車で禁煙	28	62.2
2. 一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	17	35.6
3. 全ての公用車で喫煙可	0	0.0
(総数)	45	100.0

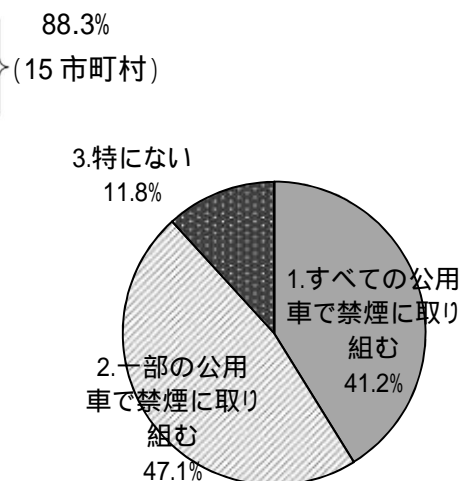


問11. 問10で、2又は3を選択した場合にお答えください。(対象17市町村)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んでご記入ください。

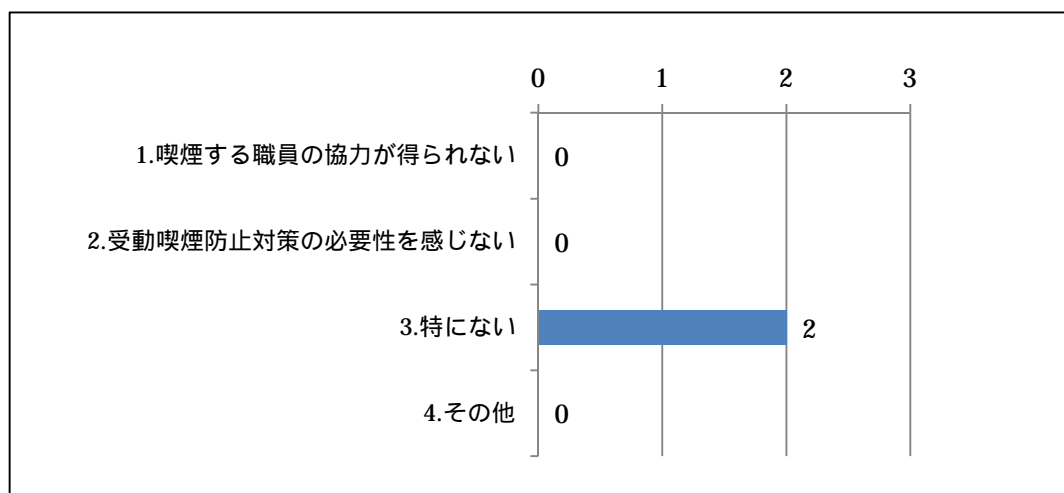
9割の市町村が、今後、公用車の禁煙対策に取り組むとしている。

	市町村数	割合 (%)
1. すべての公用車で禁煙に取り組む	7	41.2
2. 一部の公用車で禁煙に取り組む	8	47.1
3. 特にない	2	11.8
4. その他	0	0.0
(総数)	17	100.0



問 12. 問 11 で、3 又は 4 を選択した場合にお答えください。(対象 2 市町村)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでご記入ください。(複数回答可)



問 13. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあればご記入ください。

【実施内容】

- ・ 「敷地内禁煙」に向けて課題整理を含めた受動喫煙防止対策を推進するための庁内会議を定期的に開催している。
- ・ 市庁内で設置する保健衛生協議会で受動喫煙防止を呼びかけている。
- ・ 庁内で安全衛生委員会を定期的に開催しており、その中で受動喫煙防止についても話し合われている。
- ・ 安全衛生委員会で、喫煙率や施設ごとの受動喫煙防止策について報告している。
- ・ 施設内(官公庁)の職場巡視の際に、受動喫煙防止対策の確認及び指導を行っており、施設内禁煙の徹底並びに施設内喫煙室の場合は換気扇等による煙が漏れないような利用者への注意喚起を行っている。
- ・ 職員へたばこや受動喫煙等について周知している。
- ・ 職員の健康相談会での禁煙サポート。
- ・ 「禁煙飲食店」の募集案内(庁内職員に対して)
- ・ 母子健康手帳交付時、受動喫煙に関する保健指導を実施。喫煙に関するポスター掲示。
- ・ 庁議等で職員の喫煙マナーの向上を呼びかけている。
- ・ ポスターや張り紙を館内に設置し、施設内禁煙・受動喫煙防止対策の周知を行っている。